

## 一般社団法人 新潟県卓球連盟 処分規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人新潟県卓球連盟(以下、「本連盟」という)の倫理規程に掲げる事項を遵守し社会的信頼を確保するために、規程違反に対する処分を定めることで、関係者の不信を招くような行為を防止及び是正することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は、倫理規程第2条に規定する社員、役員等及び職員(以下、「役職員等」という)並びに本連盟の諸制度に基づき登録等を行っている者及びその他の本連盟関係者(以下、「関係者等」という)とする。

### (違反行為)

第3条 本規程の定める違反行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- ① 広く公益実現に寄与すべき本連盟の目的に従わず、または公序良俗等の社会規範から逸脱し、本連盟の社会的信用を損なう行為
- ② 関係法令、または本連盟の定める定款、倫理規程及びその他の規程に違反する行為
- ③ 補助金、助成金等の不正受給、脱税その他経理処理に関する不正な行為
- ④ 職務上の地位を利用して不正に利益を得たり、または供与したりする行為
- ⑤ パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別等の人権を損なう行為

2 ドーピングに関する違反行為は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の定める規程による。

### (処分)

第4条 本連盟は、前条に定める違反行為を行った者に対して、その違反の内容、程度に応じて、次の各号に掲げる処分をすることができる。

- ① 社員、役員等に対する処分
  - 指 導 口頭または書面による注意で是正を求める
  - 勸 告 口頭または書面による注意でその報告を求める。
  - 解 任 書面での通知をもってその職を解く
- ② 職員に対する処分
  - 就業規則に定める懲戒処分とする
- ③ 登録を行っている者に対する処分
  - 指 導 口頭または書面による注意で是正を求める
  - 勸 告 口頭または書面による注意で是正と報告を求める
  - 資格停止 書面による通知をもってその程度により資格を無期限停止、または有限期間停止する
  - 資格剥奪 書面での通知をもってその登録を抹消する
  - その他 競技会への出場停止、始末書の提出他
- ④ その他の本連盟関係者に対する処分
  - 指 導 口頭または書面による注意で是正を求める
  - 勸 告 口頭または書面による注意で是正と報告を求める

2 ドーピングに関する違反行為に対する処分は、日本アンチ・ドーピング規程による。

3 定款、その他の規程等に定めのある場合にはその規定による。

(手続)

第5条 処分の対象となる事案が判明した場合、倫理・処分委員会は、その内容について検討し、協議を行い、その結果を理事会において審議し、決議を経て処分を決定する。

2 倫理・処分委員会は、副会長、理事長、副理事長、及びその他必要な有識者をもって構成する。

3 前第4条第1項第1号の社員及び役員(理事及び監事)に対する処分のうち、解任においては、定款第10条及び第30条の定めに従う。

4 当該処分の対象となる者にはあらかじめ通知するとともに、理事会(前第3項の場合は、及び社員総会)において決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(不服申立)

第6条 本連盟の決定した処分に不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づき仲裁を申し立てることができる。

(補則)

第7条 本規程に定めのない事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月3日から施行する。